

## 「消費者安全の確保に関する基本的な方針（案）」に対する御意見への回答

該当箇所（※意見募集時の案に基づく）	意見概要（※意見募集時の案に基づく）	考え方（※成案に基づく）
第1 消費者安全の確保の意義に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エレベーター事故に関する記述も追加していただきたい。</li> </ul>	御指摘を踏まえ、エレベーター事故に関する記述を記載しました（1頁13行目から16行目）。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常の生活空間の中で起こり得る事故の再発防止のために中立な立場での事故調査機関の設置を明記していただきたい。（同旨8件）</li> </ul>	御指摘を踏まえ、独立した公正かつ網羅的な調査機関の在り方等を検討することにしております（5頁4行目から5行目）。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「こんにやくゼリー」ではなく、「こんにやく入りゼリー」ではないか。</li> </ul>	御指摘のとおり修正しました（1頁16行目）。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者事故情報のフローに事業者も加えるべきであり、「消費者、地方公共団体、国」の後に、「事業者」も追加すべきである。（同旨1件）</li> </ul>	御指摘を踏まえ、消費者事故等のフローに「その他関係者」を追加しました（2頁1行目）。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「消費者の安全」は、行政からのアプローチと消費者自らの知識の向上等が相まって確保されるものではないか。</li> </ul>	「第5 消費者安全の確保を支える重要事項」の中で、「消費者教育の取組」が必要であるとの記載をしているところです（7頁から8頁）。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「事業者による適正な事業活動の確保に配慮しつつ」という記述は、あたかも事業者の事業活動と消費者利益の保護が対立するものであるかの誤解を与えかねないので削除すべきではないか。</li> </ul>	<p>「事業者による適正な事業活動の確保に配慮しつつ」という点は、消費者安全法第3条第2項の基本理念として規定されているものです。</p> <p>事業者の事業活動と消費者の利益の保護は対立する概念ではなく、両立すべき概念として捉えていることは、「事業者の健全な発展は消費生活にも利益をもたらし、</p>

該当箇所（※意見募集時の案に基づく）	意見概要（※意見募集時の案に基づく）	考え方（※成案に基づく）
		消費者の利益にかなうことは事業者の成長や産業の発展につながる」と記載しているとおりです（2頁6行目から8行目）。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者安全の確保を図るための制度の企画や事故情報の報告・公表制度の在り方等の検討に関しては、食品製造事業者の意見を十分に聴取し、食品の生産・加工の実態、食品製造事業者の実行可能性等を十分に検討していただきたい。</li> </ul>	御意見の御趣旨を踏まえ、「事業者による適正な事業活動の確保に配慮しつつ」と記載しています（2頁8行目から9行目）。また、命令等を定めようとする場合には、命令等の案とこれに関連する資料をあらかじめ公示し、広く一般の意見を求める手続があり、これにより御意見を伺うこととなります。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「事業者による適正な事業活動の確保に配慮しつつ」の後ろに「消費者被害の実態を適切に把握し」と追記していただきたい。</li> </ul>	御指摘のとおり修正しました（2頁9行目）。
<p>第2 消費者安全の確保に関する施策に関する基本的事項</p> <p>1 消費生活相談等</p>		
<p>(1) 消費生活相談等の事務の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者行政推進基本計画（平成20年6月27日閣議決定）の引用部分について「地方公共団体」は「地方自治体」ではないか。</li> </ul>	御指摘のとおり修正しました（2頁28行目）。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活センターは消費者が相談することにより、消費生活センターから適切な助言を受けて行動する、ないし消費生活センターのあっせんにより解決を図ることを目的としているため、2頁29行目の「相談する上で」を「相談し解決を図る上</li> </ul>	御指摘のとおり修正しました（3頁5行目）。

該当箇所（※意見募集時の案に基づく）	意見概要（※意見募集時の案に基づく）	考え方（※成案に基づく）
	で」に修正すべきではないか。	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国は、「集中育成・強化期間」後においても、継続的な財政的支援を行うべきではないか。（同旨1件）</li> </ul>	<p>消費者庁設置法案関連三法の附帯決議においても、当該期間後の国による支援の在り方について、適切な対応が講じられるよう配慮するとされており、「国は、地方公共団体が消費者行政を継続的に強化していくことができるよう、先を見据えた支援を行っていく。」と記載しております（3頁15行目から19行目）。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・どこに住んでいても、消費生活相談を受けてもらえるよう、地方自治体の体制を整備すべきではないか。</li> </ul>	<p>御指摘の体制整備については、相談業務等を行う「消費生活センター等の事務実施体制を構築し、また、強化充実を図っていくことが重要である」旨記載しています（4頁1行目から2行目）。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治体の自立を促すような記述を盛り込むことが望ましいのではないか。</li> </ul>	<p>御指摘の点については、「各地方公共団体は、その自主性及び自立性の下に」と記載しています（4頁2行目から3行目）。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地方公共団体等の苦情処理斡旋において、金銭賠償の事案を含めたADR機能の充実を図ることとしていただきたい。</li> </ul>	<p>貴重な御意見として承り、今後の施策の実施に際して参考にさせていただきます。</p>
(2) 消費生活センターの設置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3頁18行目の「相談する上で」を「相談し解決を図る上で」に修正すべきではないか。</li> </ul>	<p>御指摘のとおり修正しました（3頁22行目）。</p>

該当箇所（※意見募集時の案に基づく）	意見概要（※意見募集時の案に基づく）	考え方（※成案に基づく）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治事務としての消費生活相談に国の財政的支援がどう可能になるかの議論と併せて、消費生活センターの設置の在り方についての基本的な方向を定める必要があるのではないか。</li> </ul>	<p>消費生活センター等の事務実施体制の構築については、「消費生活センター等の事務実施体制を構築し、また、強化充実を図っていくことが重要であり、各地方公共団体は、その自主性及び自立性の下に、相談員等の人材の確保や資質向上を図るよう努める必要があり、国としても、このような地方公共団体の取組を積極的に支援する。」と記載しているところです（４頁１行目から５行目）。</p>
<p>２ 消費者事故等に関する情報の集約等</p>		
<p>(1) 情報の集約・分析</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「関係者の間で」の部分が明確ではないため、「都道府県警察、消防機関、保健所、医療機関等」と明記してはどうか。</li> <li>「関係行政機関、地方公共団体及び国民生活センターは、・・・消費者庁に通知する」の部分に「事業者・事業者団体にも通知する。」と追記してはどうか。</li> </ul>	<p>御指摘の点については、「消費者事故等の情報保有主体である消費生活センター等、都道府県警察、消防機関、保健所、病院、消費者団体その他の関係者との緊密な連携」と記載しております（４頁１８行目から２０行目）。</p> <p>御指摘の部分は消費者安全法第１２条第１項及び第２項の規定に従った記載となっておりますが、消費者事故等に関する情報を、関係行政機関、地方公共団体及び国民生活センターだけではなく、事業者・事業者団体を含む「その他関係者」にも确实・迅速に伝わる体制を整備することについて明記しています（２頁１行目）。</p>

該当箇所（※意見募集時の案に基づく）	意見概要（※意見募集時の案に基づく）	考え方（※成案に基づく）
	<p>・「さらに、地方公共団体においては、・・・連絡調整の場を設ける等の措置を講じることが求められる」とありますが、関係者として公立私立を問わない学校組織等（保育園、幼稚園、学童クラブ、私学の連盟や大学生協なども含む）を明記してはどうか。</p>	<p>御指摘の点は、消費者安全法第4条第5項の規定に従った記載となっておりますが、「その他の関係者」には関係する組織、機関等が含まれています（4頁20行目）。</p>
	<p>・「関係各大臣は地方公共団体に対し適切と認める技術的助言等を行うものである。」の文末は、「行うものとする。」又は「行う。」ではないか。</p>	<p>御指摘のとおり修正しました（4頁23行目）。</p>
	<p>・安全基準の策定・見直し、制度の企画、執行体制の整備に当たっては、諸外国の制度や安全基準との調和も考慮すべきであるため、5頁1行目を「また、関係行政機関においても、諸外国の基準や制度との調和に留意しつつ、例えば、安全基準の策定・見直しを始め消費者安全の確保を図るための制度の企画や個別作用法の執行に関する体制の整備に努める。」と修正してはどうか。</p>	<p>貴重な御意見として承り、今後の施策の実施に際して参考にさせていただきます。</p> <p>なお、新たな「消費者基本計画」では、「消費生活における国際化の進展に的確に対応するため、・・・二国間や多国間などにおける情報の共有を始めとする国際的な連携を確保することや、消費者の視点に立った我が国の立場の国際社会への発信を強化しつつ、国際的な調和が取れる基準の策定・見直しを行うなどの必要な施策を講じることとしています。</p>
	<p>・国民生活センターの果たす役割を基本方針として定めるべき。</p>	<p>貴重な御意見として承り、今後の施策の実施に際して参考にさせていただきます。</p> <p>なお、新たな「消費者基本計画」では、「国民生活センターについて、消費者相談の充実、商品テスト機能の強</p>

該当箇所（※意見募集時の案に基づく）	意見概要（※意見募集時の案に基づく）	考え方（※成案に基づく）
		化、啓発活動の推進によって、消費者トラブルの予防、消費者被害の救済や被害の再発防止を担う中核機関として同様に点検を行い、その体制の整備に努め」としており、その機能強化に取り組んでまいります（施策番号133）。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・万が一、重大事故等が発生した場合には、早急に行政当局による科学的な原因究明を行い、当該結果を踏まえた冷静かつ合理的に対応策を検討していただくとともに、迅速かつ適切な情報提供をお願いします。</li> </ul>	<p>情報の集約・分析に当たり、医師等の専門家等の協力を得て、多角的・総合的かつ迅速に行うことを記載しております（4頁29行目から5頁3行目）。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安心・安全を確保するため詳細な情報収集が不可欠であり、「ヒヤリ・ハット情報」の収集についても検討する必要がある。</li> </ul>	<p>消費者安全法第2条第5項第2号に規定する「事態」に該当する被害を発生させるおそれのある事案は、「消費者事故等」として収集の対象となります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者庁自らの情報集約・分析体制の強化としての人員増強（又はその方向性を志向するものであること若しくはその必要性）について言及し、明確にその姿勢を示すべきではないか。</li> </ul>	<p>貴重な御意見として承り、今後の施策の実施に際して参考にさせていただきます。</p> <p>なお、新たな「消費者基本計画」では、高度な事故分析能力を有する人材の確保・養成に努めることとしています（施策番号12）。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民の企業に対する「苦情」をすべて行政で受け付けて、一元的に対応・管理してはどうか。</li> </ul>	<p>事故情報に限らない苦情をすべて行政で一元的に受け付けることは、それに要するコスト等を考えると困難であると考えますが、新たな「消費者基本計画」では、消費者からの情報・相談を受け付ける体制を整備すること</p>	

該当箇所（※意見募集時の案に基づく）	意見概要（※意見募集時の案に基づく）	考え方（※成案に基づく）
		とじています（施策番号109）。
(2) 情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・迅速性や的確性のみならず、効果的な情報発信にも努めるべきであるため、5頁9行目を「～、消費者事故等に関する情報を迅速、的確かつ効果的に発信し～」と修正してはどうか。</li> </ul>	御指摘のとおり修正しました（5頁15行目）。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「行政の対応への予見可能性を高める」の意味するところが理解しにくいのではないか。</li> </ul>	御指摘を踏まえ、「事業者の行政の対応への予見可能性を高める」と修正しました（5頁20行目）。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府は、注意喚起情報の公表に当たり、事業者・事業者団体とも連携し、事業者が政府等関係機関から、情報を直接受け取れる体制を構築することが重要であるため、5頁16行目を「注意喚起情報の公表に当たっては、関係行政機関や福祉関係団体など関係諸団体、事業者・事業者団体等とも十分連携を図り、情報発信を強化するとともに…」と修正してはどうか。</li> </ul>	御指摘を踏まえ、「関係行政機関、地方公共団体、国民生活センター、教育関係団体・福祉関係団体を始めとする関係諸団体の協力を得て」と修正し（5頁23行目から25行目）、事業者・事業者団体や「関係諸団体」とも連携して注意喚起情報の適正・効果的な公表をしてまいります。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「注意喚起情報の公表に当たっては、関係行政機関や福祉関係団体などの関係諸団体等とも十分な連携を図り、情報発信を強化する」とあるが、関係者連携先として、公立私立を問わない学校組織等（保育園、幼稚園、学童クラブ、私学の連盟や大学生協なども含む）を明記してはどうか。</li> <li>・国民生活センターとの役割分担が明瞭でないため、司令塔はどこか、だれの責任において情報提供するのかが一目瞭然となるようにすべきではないか。</li> </ul>	消費者安全法第15条第2項では、「内閣総理大臣は、・・・公表をした場合においては、・・・国民生活センターに対し、前項の消費者被害の発生又は拡大の防止

該当箇所（※意見募集時の案に基づく）	意見概要（※意見募集時の案に基づく）	考え方（※成案に基づく）
	<p>・「情報公表のルール明確化」と「風評被害等への考慮」を並列的に書くべきであるため、5頁21行目を『情報の公表に当たっては…情報公表のルールを明確にすることにより、消費者と事業者双方にとってわかりやすい情報提供に努める。また、機密情報の取扱いや公表することによる風評被害等についても十分に考慮する。』と修正してはどうか。</p> <p>・事故情報を公表することによる風評被害及び風評被害により被った損失の補償措置等についても、十分検討していただきたい。</p> <p>・情報の集約は、効率的に行っていただきたい。</p> <p>・「情報の発信」の段落に「消費者と事業者の情報交流の拡充」、「学校教育における消費者安全教育の強化」、「マス媒体を通じた啓発」を盛り込むべきではないか。</p>	<p>に資する情報の消費者に対する提供に関し必要な措置をとることを求めることができる」と規定されており、国民生活センターの協力を得つつ、消費者被害の発生又は拡大の防止に努めてまいります。</p> <p>御指摘を踏まえ、「消費者庁が保有する情報の公表に当たっては、情報公表のルールを明確にすることにより、消費者と事業者双方にとってわかりやすい情報提供に努める。また、機密情報の取扱いや公表することによって生じる問題等についても十分に考慮する。」と修正しました（5頁29行目から6頁3行目）。</p> <p>貴重な御意見として承り、今後の施策の実施に際して参考にさせていただきます。</p> <p>御指摘の御趣旨を踏まえ、教育関係団体等の関係諸団体と連携をとり、情報を受け取る側に配慮したわかりやすい情報公表となるよう努め、消費者と事業者双方にとってわかりやすい情報提供に努めることとしています（5頁24行目から6頁2行目）。</p> <p>また、「第5」において、「関係行政機関にあつては、・・・</p>



該当箇所（※意見募集時の案に基づく）	意見概要（※意見募集時の案に基づく）	考え方（※成案に基づく）
		分野横断的な消費者教育の取組や、消費生活に関する消費者等の意見を施策に反映し、関係者間の情報及び意見の交換の促進を図るための取組」の拡充に努めることとしています（8頁4行目から7行目）。
3 他の法律の規定に基づく措置の実施に関する要求並びに事業者に対する勧告及び命令等		
(1) 他の法律の規定に基づく措置の実施に関する要求	(意見なし)	—
(2) 事業者に対する勧告及び命令等	<p>・「事業者に対する勧告及び命令等を行う可能性のあるすき間事案」とあるように、「事業者に対する勧告及び命令等を行う可能性のある事案」を「すき間事案」と限定するかのような表現せず、「消費者の安全を確保するために勧告及び命令等を行う可能性のある事案」とすべきではないか。</p> <p>・「すき間事案」に当たるか否かが一見して明確ではない事案については、過去の事案を「処理」するのではなく、将来の事案の発生を防止するための対策が求められることから、「当該事案を処理する機関」ではなく「当該事案を担当する機関」と</p>	<p>消費者安全法では、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合には、当該措置の速やかな実施を求められますが、他の法律に基づく措置がある場合を除き、事業者に対して勧告及び命令を行う場合を「すき間事案」としており、1頁において「各行政機関の所管する既存の法律にはその防止措置がない」と記載しています（1頁17行目）。</p> <p>御指摘のとおり、「当該事案を担当する機関」に修正しました（6頁22行目から23行目）。</p> <p>また、既存の制度の見直しにつきましては、貴重な御意見として承り、今後の施策の実施に際して参考にさせ</p>

該当箇所（※意見募集時の案に基づく）	意見概要（※意見募集時の案に基づく）	考え方（※成案に基づく）
	<p>すべきではないか。</p> <p>・6頁17行目の「また、既存の制度についても…適時適切な見直しを行う」との記述は、消費者庁が制度を見直すかのような誤解を与え、二重行政につながる懸念があることから、「既存の制度についても、消費者の視点が反映され、消費者安全の確保が図られるよう、事業者の健全な発展にも配慮しつつ、適時適切に関与する」と修正してはどうか。</p>	<p>させていただきます。</p>
4 その他	<p>・「立入検査等の権限」とあるが、直前に「立入調査等」とあり、また消費者安全法第22条第1項も「必要な調査」、同条第2項も「立入調査」と定めているのであるから、該当箇所は「立入調査等の権限」とすべきではないか。</p>	<p>御指摘のとおり修正しました（6頁29行目）。</p>
第3 他の法律の規定に基づく消費者安全の確保に関する措置の実施についての関係行政機関との連携に関する基本的事項	<p>・「法第2条第6項の定める重大事故等」とあるが、「法第2条第6項に規定する重大事故等」とするのが妥当ではないか。</p>	<p>御指摘のとおり修正しました（7頁11行目から12行目）。</p>
第4 消費者安全の確保に関する施	<p>・消費者安全の確保に関する施策効果の把握は、消費者委員会による統一的な定量基準による評価も導入し、各省庁の政策評</p>	<p>貴重な御意見として承り、今後の施策の実施に際して参考にさせていただきます。</p>

該当箇所（※意見募集時の案に基づく）	意見概要（※意見募集時の案に基づく）	考え方（※成案に基づく）
<p>策の施策効果の把握及びこれを基礎とする評価に関する基本的事項</p>	<p>価の妥当性も検証すべきである。</p> <p>・「各々の施策の特性に応じ、「消費者安全の確保」に係る効果をできる限り定量的に量る」、「評価結果については、当該施策に適切に反映させ」というのが、具体的にどのようなことが明確にしていきたい。</p>	<p>なお、新たな「消費者基本計画」では、検証・評価・監視に当たっては、消費者委員会の消費者行政全般に対する監視機能を最大限に発揮することとされています。</p> <p>消費者安全の確保に係る施策は多岐にわたるため、その効果測定手法も多様なものが考えられますが、効果を定量的に測る方法としては、例えば、施策の実施により消費者事故の発生件数がどれだけ減少したかや、事故に遭った場合の対処方法等の認知度がどれほど高まったかなどが考えられるところです。</p>
	<p>・「関係行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）」となっているが、正しくは「行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）」ではないか。「関係」が法令の名称のように読めるので、そうではないことを明らかにするための修正が必要ではないか。</p>	<p>御指摘のとおり修正しました（7頁21行目）。</p>
	<p>・関係行政機関は、消費者安全の確保に係る効果を定量的に把握した場合には、その結果を公表すべきであるため、7頁15行目を「消費者安全の確保に係る効果を出来る限り定量的に把握するものとし、評価結果については、「結果を公表するとともに」、当該施策に適切に反映させなければならない」と修正すべきではないか。</p>	<p>御指摘のとおり修正しました（7頁23行目から25行目）。</p>
<p>第5 その他消費者</p>	<p>・実効ある消費者政策を推進するためには、消費者の意見はも</p>	<p>御指摘の点については、「消費者等の意見を施策に反</p>

該当箇所（※意見募集時の案に基づく）	意見概要（※意見募集時の案に基づく）	考え方（※成案に基づく）
<p>安全の確保に関する重要事項</p>	<p>ちろん、製品・サービスの開発・生産・流通等の実態を知る事業者の意見も聴いて反映することが必要である。情報及び意見交換を行う関係者のなかに「事業者」が含まれることなどを明記すべきであるため、7頁22行目を「消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会を実現するためには、消費者が消費生活を安全に営むために必要な幅広い情報を得て学ぶことができる機会の創出や、・・・ことが重要である。加えて、施策の実効性を確保するためには、商品・サービスの開発・生産・販売等の実態を踏まえるべく、事業者の意見にも配慮する必要がある。このため、関係行政機関にあつては、消費生活における取引・表示の適正化の取組、分野横断的な消費教育の取組みや、消費生活に関する消費者や事業者等の意見を施策に反映し、関係者間の情報及び意見の交換の促進を図るための取組み、・・・」と修正すべきではないか。</p> <p>・第5については、第2で述べられるべきではないか。</p>	<p>映」とされているとおり、消費者に限定されているものではなく、事業者などの御意見も含まれています。</p> <p>第5については、標題を「消費者安全の確保を支える重要事項」と修正しました。第1ないし第4に記載している消費者安全法の基本的事項には含まれないものの、消費者安全の確保を支える極めて重要な事項であると考え、第5として特記しているものです。</p>
	<p>・「消費者の安全確保」として消費者庁と消費者委員会を設置したのであれば、基本計画だけでなく、基本方針の中にも消費者委員会の役割等を明記すべきと考える。</p>	<p>貴重な御意見として承り、消費者委員会の調査審議等の役割を踏まえ、本基本方針の適切な運用に努めてまいります。</p>
	<p>・消費者の「情報を読み解く力」の向上の支援に取り組んでいただきたい。また、発信される情報の適正化も重要な課題である。</p>	<p>貴重な御意見として承り、今後の施策の実施に際して参考にさせていただきます。</p> <p>なお、「第5」においては、「関係行政機関にあつて</p>

該当箇所（※意見募集時の案に基づく）	意見概要（※意見募集時の案に基づく）	考え方（※成案に基づく）
	<p>・「学ぶことができる機会の創出」の他、「学ぶことができる環境整備」も必要と考えます。</p>	<p>は、・・・分野横断的な消費者教育の取組や、消費生活に関する消費者等の意見を施策に反映し、関係者間の情報及び意見の交換の促進を図るための取組」の拡充に努めることとしています（8頁4行目から7行目）。</p>
	<p>・消費者庁に欠陥住宅部門も入れてください。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p> <p>なお、新たな「消費者基本計画」では、「住宅性能表示制度の普及を推進するとともに、消費者のニーズに対応するため、今後の評価技術の進歩及び普及状況を見定めつつ、評価方法の充実を図」ることとしています（施策番号81）。</p>
	<p>・表示や契約書類の用字が常用平易であることを求める必要はないのか。即座の適応が無理でも、段階的な対応を敷く必要はないのか。</p>	<p>貴重な御意見として承り、今後の施策の実施に際して参考にさせていただきます。</p>
	<p>・権限・予算においても、地方分権の考え方が進められている時代です、「地域主権」の考え方を取り入れるべきと考える。</p>	<p>地方消費者行政については、「消費者の立場に立った消費者行政の推進のためには、地域の現場において消費者にとって便利で分かりやすく、かつ、メリットを十分実感できるような行政対応がとられるようにしていく必要がある。また、「消費者の声に真摯に耳を傾け、それに丁寧に対応していくことは、地方分権の下で、地方自治体が地域住民に接する姿勢そのものである」ことは、消費者行政推進基本計画（平成20年6月27日閣議決定）</p>

該当箇所（※意見募集時の案に基づく）	意見概要（※意見募集時の案に基づく）	考え方（※成案に基づく）
	<p>・消費者基本法の理念にかんがみ、消費者自らの自立の項目を書き加えるべきと考えます。特に、行政側の財源が厳しい時代、自立した消費者を育て、自助防衛能力の向上を図るべきと考えます。</p>	<p>においても明記されているところであり、消費生活が営まれている現場に最も近く、また消費者が日々接する行政主体でもある地方公共団体において、消費者安全の確保を図るための事務が的確に実施されるようにしていくことが重要である。」（2頁24行目から3頁4行目）や「各地方公共団体は、その自主性及び自立性の下に、相談員等の人材の確保や資質向上を図るよう努める必要があります、国としても、このような地方公共団体の取組を積極的に支援する。」（4頁2行目から5行目）等と記載しています。</p> <p>消費者基本法に基づき、今回、新たに策定した「消費者基本計画」において、「政府は、消費者が自ら進んで、その消費生活に関し必要な知識を習得し、必要な情報を収集するなど自主的かつ合理的に行動することを支援するため、消費生活に関する知識の普及と情報の提供など消費者に対する啓発活動の推進などの必要な施策を講じます。また、消費者が生涯にわたって消費生活について学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、政府は、学校、家庭、地域、職域その他の様々な「場」において消費生活に関する教育が充実されるよう必要な施策を講じます。」としています。</p>

該当箇所（※意見募集時の案に基づく）	意見概要（※意見募集時の案に基づく）	考え方（※成案に基づく）
		<p>また、本基本方針においても、「第5」において関係行政機関で消費者教育の取組等に努めることとしています（8頁6行目）。</p>